

悲惨な結果に！

たった一杯でも

飲酒運転は  
重罪です！



道路交通法の改正により、令和8年7月21日から酒酔い運転の要件に数値基準が新設されました！！

数値基準：呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上

年末の交通安全県民運動 12/1(火)～12/10(木)

運動重点

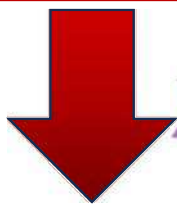
- 歩行者の安全な交通行動の実践と反射材用品の着用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用及びヘルメット着用の促進
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶



# 道路交通法の改正により、「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されました！

## ★改正前★

「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転すること（数値基準なし）」



改正！

「酒酔い運転」に  
数値基準が導入されました



## ★改正後★

- ①呼気中アルコール濃度 0.5mg/L 以上（血中アルコール濃度 1.0mg/mL 以上）
- ②アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ※ ①又は②の状態で車両等を運転すること

## 飲酒運転の罰則



- ・ 酒酔い運転  
5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
  - ・ 酒気帯び運転※  
3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- ※酒気帯び運転の要件  
呼気中アルコール濃度 0.15mg/L 以上 0.5mg/L 未満  
（血中アルコール濃度 0.3mg/mL 以上 1.0mg/mL 未満）

## 飲酒運転 四(し)ない 運動を徹底しよう！

◆運転するなら酒を飲まない。

◆酒を飲んだら運転しない。

◆運転する人に酒をすすめない。

◆酒を飲んだ人に運転させない。



「ハンドル  
キーパー運動」  
推進中！



ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。